製鐵合同後の從業員現實生活の確保は
かくの如くして力強く强調されたのだ！

全從業員大會
決議實行委員　上京報告書

去月二十三日の製鐵所全從業員大會の決議を提げて再度、上京した伊藤卯四郎はじめわれ〳〵五名の實行委員は商工大臣、商工次官、大藏次官、製鐵長官內閣書記官長を歷訪し、從業員の現實生活上の諸問題に就いて極めて有力にじて明確なる証言を、全從業員の猛烈なる反對運動の迫力によつて、獲得した。勿論、大會決議實行委員の上京は、既に製鐵合同法案成立後であつたので、その最大任務は、全從業員の製鐵國營の信念を飽くまで表明すると共に、全從業員の直接の生活上の利害並に將來の諸問題を確保し、明確化することにあつた。全從業員大會決議の取扱は次の樣にして、上京委員團に依つて熱烈、果敢に展開された！

イ、合同慰勞金支給の件

中井長官は、既に法案も成立したので何等かの方法を講じねばならぬと考へてゐたのであつたが、從業員大會の主張する要旨も充分に諒解し得たから、また支給額を明瞭に發表することは出來ないが、會計法規の許す範圍で最高額を支給する旨を明答した。

ロ、職夫の職工採用の件

將來は職工新規採用前に所內の職夫を全部職工に採用して自然に現行職夫制を滅却したいと考へてゐると中井長官は答へたので更に實行委員は、職夫の職工採用試驗につき、製鐵所へ就職後五六年に達したるもので、作業又は過勞のために身體檢査に不合格の者に對して寬大なる措置をとられたき旨を要求したところ長官は既に、その趣は現場には申し傳へてゐるのであるが、徹底を缺いでゐるから、近々歸縣の上、各現場へ趣旨を徹達し、絕對に身體檢査不合格者にも斷じて解雇などなさざる樣に、職夫として使用する旨の明言があつた。

ハ、財閥代表入社反對の件

新聞紙などで傳讀之助氏その他の財閥代表の入社が傳へられてゐるが、かゝる財閥代表の入社は新會社を資本財閥に壟斷せしめ、國家的國防的重要產業の國家統制の確保を本旨とする本法の根本に反するから全從業員は反對するものであることを力强く主張した。

ニ、經營擔當者の國家性確保の制度創設の件

新會社に對し法律が如何に嚴重な規定をしてゐても新會社の經營を擔當する幹部が資本家に偏じて營利のみを追求してゐたのでは本法の主旨に反する結果となるから、例へば、內務省官吏が地方自治體に入りては公吏となるが、自治體を去れば再び內務省の官吏へ復歸するが如き制度を作り、新會社幹部は會社在任中は社員であるが、會社を辭しては再び官吏へ復活するの道を拓き、徒に資本財閥に盲從せず國家最重要產業の國家管理を確保すべきを要求した。

ホ、合同評價委員へ從業員の推薦者任命の件

製鐵事業國營論の總帥者である工學博士大河內正敏氏に交涉したるところ同氏は既に評價委員には就任しないことに決意してゐたのであるが、全從業員の熱烈なる推薦に依つて、政府が任命するなれば、全力を盡して國家的國防的重大事業のために從業員と協力して最大努力する旨の明答があつた。

ヘ、共濟組合法人化補助金增加の件

共濟組合は新會社になれば個人名義となり稅金も課せられ、且つは、背任橫領などの不正、或は新會社に流用される憂ひがあるので、此の際、法人組織として補助金も從業員の醵出と同額を交附されるやう政府に於て命令する樣に要望した。

ト、割增本給繰り入れの件

現在、製鐵所では工程割增制の請負制度を採つてゐるのに、割增三割制を施行して、本給と請負制度の間で中間的な三割割增制は甚だしい矛盾で之の三割割增は本給と殆ど同一の性質を持つてゐるものである。割增三割本給繰り入れは從業員の收入增大はもとより、退職手當、救濟資金に極めて有利な關係を持つものであり、且つ、三割々增を即時本給に繰り入れても陸海軍關係工場從業員の給料と殆ど同額となり、他に困難なる影響を起す事なぞなきが故に、直ちに之れが實施すべく命令されたいと懇望した。

チ、退職手當金增加の件

從來は官業であたので餘り失業等に對する憂ひは少かつたが民營となれば幹部の事なぞも屢々起り得ると考へられ且つ、現行の退職手當は十年二十年の勤續者は三井、三菱の從業員に比すれば甚だしき低額である。今回の合同には當然、これ等三井、三菱系會社も參加するであらうから、最低二倍以上しても他より問題が起ることもないと思はれるから即時、之れを實施する制度の規定を作るやう政府より命令されたいと要求した。

リ、新會社勞働行政決定機關へ從業員代表參加の件

未だ勞働組合法が制定されてゐないので、製鐵所は勞働組合を公認してゐないが、既存の勞働組合は公認同樣の立場にあるのは實狀であり、中井長官も製鐵所從業員の團體的訓練及常識に就いては議會に於ても賞揚してゐるところであるから、この際從業員へ團體交涉權を與へることは從業員の政黨化及び極左運動擡頭防止ともなり、國家的最重要產業の平和並能率增進等に最も適切なる方策となり得るから、新會社の勞働行政全般の決定機關に從業員代表を參加せしむ可く政府に於て命令されたいと要望した。

以上の各項目に就いて、大藏省關係の事項は、充分研究して、從業員の意のあるところへ最大努力すると明答があつた。

更らに商相、長官並內閣書記官長は、現在までの經過、結果に於て、全從業員大會決議の妥當性、合理性に就いては充分了解してゐるのであるが、未だ合同未完成の時であるから、確言は出來ないが國防的國防的重要產業のため最大努力し從業員と共に國家のために協力する旨を力强い、積極的な意向で從業員の意圖に副はむとする誠意を看取し得た。

全從業員諸君！

われ〳〵は斷じて製鐵國營の信念を放棄してはならない！合同會社成立の後と雖も、われ〳〵は飽くまで製鐵國營の見地に力强く立つて、從業員將來の現實生活の諸問題を解決、獲得しなければならない！

四ケ月に亘る全從業員の猛烈にして敢果な反對運動は、從業員當面の諸問題を有力に解決したと同時に、全從業員の製鐵國營の信念を社會へ强烈に反映せしめ得た事は、全製鐵所從業員生活權確保の飛躍的前進を約束するものであらう！全從業員は益々結束を堅め將來の勞働條件生活權の擁護確立のために、勞働階級の大同團結に依る最も力强き防壘を作れ！

全從業員大會
決議實行上京委員

委員團